

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルスワクチン接種について》

《基礎疾患のない64歳以下の方へのワクチン接種》9月28日時点

▶クラスターの発生を抑制する目的で行う優先接種

市では、クラスター発生を抑制するため、下記に該当する方の優先接種を8月2日から実施し、接種を希望する方に対し2回の接種を完了しました。接種方法は、産業医・園医・学校医などによる個別接種のほか市独自に集団接種を実施しました。

- 保育施設やこどもセンターなどの職員及び市内小中学校に勤務する教職員等

接種対象者数 : 1, 832人
接種希望者数 : 1, 050人
1回目接種済者数 : 1, 050人 (2回目接種済 1, 050人)

- 富士大学・花巻東高校の寮生及び教職員、大迫高校留学生(寮生)、清光学園の園生及び職員、岩手県立花巻清風支援学校の寮生及び寄宿舍職員

接種対象者数 : 714人
接種希望者数 : 569人
1回目接種済者数 : 569人 (2回目接種済 569人)

- 市内の宿泊関連施設及びバス・タクシー事業所などに勤務する市内観光施設従事者

接種対象者数 : 1, 140人
接種希望者数 : 667人
1回目接種済者数 : 667人 (2回目接種済 667人)

※上記3項目の接種対象者のうち接種希望者とならない方には、すでに個人で接種済や接種予約済の方も含む

▶市内高校3年生等、妊娠中の方及び中学3年生に対するワクチン優先接種

市独自の優先接種として、市内の高校に通学または市民で市外の高校に通学している高校3年生(過年度卒業者含む)を対象にした集団接種を9月5日に行うこととし8月29日から予約受付を開始しました。8月31日には予約申込が落ちてきたことから、予約枠の空きを活用して市内在住の妊娠中の方、出産のために市内に滞在している方、妊婦の夫またはパートナーの方を対象とした優先接種を行うこととし、更に9月18日も妊婦等を対象とした集団接種を行うこととして9月1日から予約受付を開始しました。また、市内の中学3年生を優先接種の対象者とし、個別接種により9月24日から10月2日までの日程により1回目の接種を実施しています。

- 市内高校3年生(集団接種分)

会場：総合体育館アネックス
日程：9月 5日(1回目)、9月26日(2回目)
人数：1回目接種済者数：497人(うち、2回目接種済497人)
※市内高校3年生912名中、接種済み及び予約済み763名(個別・集団接種計 9月27日時点)

- 妊娠中の方、出産のために市内に滞在している方、その夫・パートナーの方

会場：総合体育館アネックス
日程：9月 5日(1回目)、9月26日(2回目)
9月18日(1回目)、10月9日(2回目)
人数：1回目接種済者数：153人(うち、夫又はパートナー 77人)
2回目接種済者数：58人(うち、夫又はパートナー 29人)
※妊婦対象者約230名中、接種につながった妊婦153名(うち夫・パートナー77人)
上記の妊婦対象者数は9月5日以降に出産を控えた方の人数

- 市内中学3年生(個別接種のみ)

会場：市内各クリニック
日程：9月24日～10月2日(1回目)
人数：272人(上記の優先接種期間に予約された人数)
※市内中学3年生832名中、接種済み及び予約済み657名(9/25時点)

※高3、妊婦、中3いずれも優先接種の日程以外に個人で接種済や接種予約済の方がいます

《接種対象者全体のワクチン接種（満12歳以上）》：9月27日時点

対象者全体数 (①) : 87,025人
 2回目接種済者数 : 50,733人 (①の58.3%)
 1回目接種済者数 : 59,339人 (①の68.2%)
 予約済で未接種数 : 13,338人

接種と予約の状況

年齢区分	接種券を発送した人数 A	接種見込割合 B	市の接種目標 C=A×B	VRSに記録がある市民 (県大規模接種者等含む) D		予約済で未接種又は 接種済でVRS未入力 E	接種済又は予約済 D+E	
65歳以上	33,751人	93%	31,388人	31,197人	92.4%	151人	31,348人	92.9%
60～64	6,262人	92%	5,761人	5,530人	88.3%	193人	5,723人	91.4%
55～59	5,821人	89%	5,181人	4,495人	77.2%	678人	5,173人	88.9%
50～54	6,129人	86%	5,271人	3,631人	59.2%	1,627人	5,258人	85.8%
45～49	6,505人	84%	5,464人	3,180人	48.9%	2,038人	5,218人	80.2%
40～44	5,725人	83%	4,752人	2,607人	45.5%	1,715人	4,322人	75.5%
35～39	4,847人	82%	3,975人	2,043人	42.1%	1,447人	3,490人	72.0%
30～34	4,015人	81%	3,252人	1,693人	42.2%	1,055人	2,748人	68.4%
25～29	3,518人	80%	2,814人	1,528人	43.4%	816人	2,344人	66.6%
20～24	3,851人	80%	3,081人	1,757人	45.6%	788人	2,545人	66.1%
16～19	3,418人	80%	2,734人	1,332人	39.0%	1,209人	2,541人	74.3%
12～15	3,183人	80%	2,546人	346人	10.9%	1,621人	1,967人	61.8%
計	87,025人		76,219人	59,339人	68.2%	13,338人	72,677人	83.5%

※市では接種見込み数を約76,219人(上記C)と見込んでおります

《今後のワクチン接種計画》

▶今後の市内医療機関における個別接種 6,180人を予定

▶今後のワクチン接種(集団接種)日程
 いずれの会場も全地区の方が対象となります

対象年齢	会場	1回目	2回目	予約状況
12歳以上の全ての方	東和コミュニティセンター 予約枠：400人	10月2日(土)	10月23日(土)	400人
	石鳥谷生涯学習会館 予約枠：700人	10月3日(日)	10月24日(日)	700人
	総合体育館 予約枠：900人	10月6日(水)	10月27日(水)	900人
	総合体育館 予約枠：600人	10月7日(木)	10月28日(木)	600人
	大迫総合支所 予約枠：200人	10月9日(土)	10月30日(土)	200人
	まなび学園 予約枠：900人	10月16日(土)	11月6日(土)	900人
	まなび学園 予約枠：1,080人	10月17日(日)	11月7日(日)	1,080人

市では、国・県からの新型コロナワクチンの供給通知を受けワクチン接種を進めていますが、9月14日に市に供給されることが通知された3,383人分のワクチンを全て使用しても、現時点でワクチンが不足しているため接種見込み数76,219人に対し1,242人程度の方について予約受付をできない状況にあります。市は今後、国からワクチンの供給が示された段階で、できるだけ早く集団接種や個別接種の新たな接種日程を設定し、ワクチンの接種予約を受け付けます。

花巻市の感染拡大を予防するための対応

市では、岩手県が9月16日に「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」を解除したことに伴い、中部保健所管内の感染状況を見ながら、市所管施設の利用制限やイベント開催の見直しを検討していましたが、今後、下記のとおり取り扱うことを決定しましたので、お知らせいたします。

《市所管施設の利用制限について》

県内の施設の開館状況や市内の感染状況に鑑み、8月14日からレベル4の対応としていたものをレベル3の取り扱いに変更し、9月25日（土）から市内観光施設を開館し、その他の施設は9月27日（月）から開館しています。

《イベント開催について》

現在、延期や運休としているものについて、今後の感染状況やワクチン接種の進捗等により個別に検討・判断することとしました。

なお、9月28日に国が緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を9月30日の期限をもって全面解除することを決定したことから、市所管施設の利用制限等を更に緩和する予定です。

《新型コロナウイルス感染症に関する支援について》

◆新型コロナウイルス感染症検査用具（キット）購入費補助金について

（新型コロナウイルス感染症対策室：29-5275）

市では、市内の飲食業や宿泊業に携わる方が、独自で受検するために「新型コロナウイルス感染症検査キット」を購入する場合、その購入費用の一部を助成します。

【対象者】 市内に施設が所在する飲食事業者及び宿泊業事業者（当該事業に従事する者を含む）

【助成内容】 「PCR検査キット」又は「抗原検出キット」の購入費用の一部を助成
※各キットは、(株)薬王堂が取り扱うセルスペクト社製（盛岡）とし、自己負担分を除いた金額及び検査キット使用指導等事務手数料を助成
自己負担：PCR検査キット3,000円、抗原検出キット1,000円

【助成金額】 ●PCR検査キット8,580円－自己負担3,000円＝5,580円
●抗原検出キット2,750円－自己負担1,000円＝1,750円
●検査キット使用指導等事務手数料250円

【事業の流れ】 ①購入希望者は事前に市窓口にて購入に関する相談
※キットによる検査の結果、陽性反応があった場合は遅滞なく診療・検査医療機関での受検すること、市へ報告することを承諾いただきます
※診療・検査医療機関での検査結果が陽性だった場合は、診療・検査医療機関が保健所に結果を報告

②購入希望者に対し検査キット購入承諾書（仮称）を発行

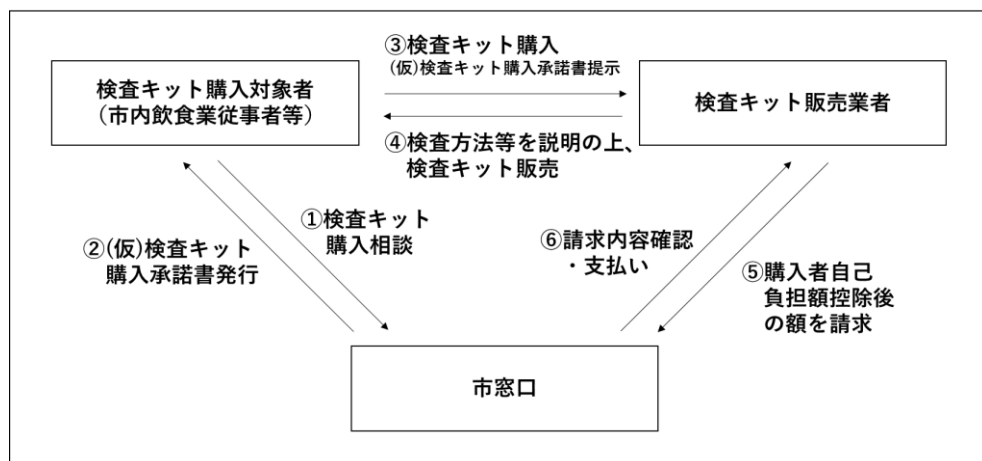
③購入希望者は販売業者へ承諾書を提出し自己負担額を支払い検査キットを購入

④販売業者は購入者に対し、キットの使用方法等を必ず説明したうえで販売

⑤販売業者は購入者の自己負担額を控除した額を市に請求

⑥市は請求内容を確認し販売業者へ支払う

【事業スキーム】



◆観光施設等感染症予防対策事業について（観光課：41-3541）

市では、市内宿泊事業者が、岩手県が実施する岩手県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金を活用し感染症対策やワーケーション等の受入環境整備をする場合、整備に要する経費の1/4相当分を県の補助に上乗せして支援します。

【対象者】 市内の宿泊事業者

【補助額等】 岩手県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金の補助対象経費について、1/4を上乗せ補助
※補助上限最大125万円（施設の規模による）
※施設の規模の区分について検討中。決定次第、ホームページ等でお知らせします。

〈参考〉岩手県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金

【対象者】 県内の宿泊事業者

【補助対象】 ①感染症対策整備（設備、備品の購入（サーモグラフィ、アクリル板等）、消耗品の購入等）
②ワーケーション等の受入環境整備（ツアー造成費、客室改装、無線LAN整備、備品購入等）

【補助額等】 補助対象経費の合計額の1/2以内の額（補助上限500万円）
補助対象経費：機器購入費、設備購入費、備品購入費、設置工事費、撤去費、消耗品費、リース料、調査手数料、施設改修費、コンテンツ開発費等

【募集期間】 令和3年6月28日から令和3年12月28日まで

◆月次支援金（国事業）の申請サポート窓口の設置について（商工労政課：41-3539）

国では、令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」）に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等にオンライン申請による月次支援金を給付しています。経済産業省が公表している「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和にかかる月次支援金の詳細について」により花巻市の旅行関連事業者が8月において対象（※）となったことから、オンライン申請が困難な事業者を支援するため、申請サポート会場を設置します。
※9月分の対象地域については10月上旬に公表予定

設置期間：令和3年10月8日（金）から10月29日（金）まで（ただし木・土・日曜日を除く）
午前9時30分から午後4時30分まで
（完全予約制）
予約先 花巻市商工労政課 41-3539
※9月分が該当になった場合もこの期間に申請できます。

設置場所：なはんプラザ3階ギャラリー

対象：旅行関連事業者のうち市内に本店または主な事業所を有する個人事業者

《参考》月次支援金制度の概要

対象：以下、①、②いずれもみたく中小法人・個人事業者等

- ①対象措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けていること
- ②令和3年4月以降に対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、月間売上が令和元年又は令和2年の同じ月と比べて50%以上減少している中小法人・個人事業者等

※当市は、令和3年4月及び5月、8月において、旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から訪している週が存在する地域として該当していることが経済産業省から公表されており、市内の旅行関連事業者（注）が本支援金の申請対象となります。

なお、6月及び7月は花巻市は対象外。

（注）旅行関連事業者には飲食事業者、宿泊事業者、旅客運送事業者、自動車賃貸業、小売事業者（土産店等）等が該当になります。

給付額：「令和元年又は令和2年の基準月の売上」 - 「令和3年の対象月の売上」

上限：中小法人等 20万円/月、個人事業者等 10万円/月

※対象月：令和3年に緊急事態措置等が実施された月で前年又は前々年に比して売上が50%以上減少した月

※基準月：令和元年又は令和2年の対象月と同じ月

申請等：申請期間 8月分：令和3年10月31日（日）まで

申請方法 オンライン申請

◆**岩手緊急事態宣言に伴う飲食店等緊急経営支援について（商工労政課：41-3534）**

令和3年8月12日に発出された、「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」の発出に伴い、売上に特に大きな影響が出ている飲食店及び自動車運転代行業に対し、支援金を支給します。

事業主体：花巻商工会議所

支給対象者：次のすべてに該当する事業者

- ①花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者
- ②主たる業種が飲食店（日本標準産業分類中分類76-飲食店又は77-持ち帰り・配達飲食サービス業）または自動車運転代行業を営んでいる者

売上要件：岩手緊急事態宣言期間（令和3年8月及び9月）におけるいずれか1か月の売上が前々年（又は前年）同月比50%以上減少、又は宣言期間（令和3年8月及び9月）を含むいずれか連続する3か月の売上の合計が前々年（又は前年）同期比30%以上減少していること。

支援金額：支給額は、売上を比較する月を含む任意の連続する3か月の売上の合計を前々年（又は前年）同期の売上の合計から差し引いた額

- (※) 花巻市内の店舗1店舗当たり最大10万円
複数店舗を有する場合は、1事業所当たり最大50万円

申請方法等：花巻商工会議所で受け付けている県の地域企業経営支援金と併せて支給します。（完全予約制）

申込先：花巻商工会議所本所 23-3381
各支所 大迫 48-3230、石鳥谷 45-4488、東和 42-3155

申請期間：令和3年9月13日（月）～令和3年12月28日（火）
※岩手県が商工会議所を通じて行う地域企業経営支援金は令和4年3月31日（木）まで

- その他：①飲食店等緊急経営支援を受ける場合は、地域企業経営支援金の申請に必要な書類のほか次の書類を添付して申請すること
- ・飲食店の場合：保健所が発行した営業許可証の写し
 - ・自動車運転代行業の場合：岩手県公安委員会が発行した認定書の写し
- ②申請書類などは花巻商工会議所ホームページに掲載いたしますので、申請時に必ずご確認ください。

花巻商工会議所ホームページ→



《参考》岩手県による、第2弾地域企業経営支援金の上限額引き上げについて

現在、花巻商工会議所が申請を受け付けている第2弾地域企業経営支援金について、岩手県では岩手緊急事態宣言発出に伴い、支援金額の算定に岩手緊急事態宣言の期間を含む場合において、1店舗あたりの上限額を30万円から40万円（1事業所当たりの上限額150万円から200万円）へ引き上げています。

※岩手県が実施する地域企業経営支援金及び県独自の上乘せ補助の概要については別添チラシを参照ください

緊急事態宣言発出に伴い、支給額を拡充
【県】上限額引き上げ
【市】飲食店、自動車運転代行業へ最大10万円支給

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策等に取り組みながら事業継続を行えるよう、減収幅に応じて感染対策等に係る経費を支援します。

地域企業経営支援金とは？

令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、いずれか1か月の売上が前々年（または前年）同月比**50%以上減少**、または連続する3か月の売上が前々年（または前年）同期比**30%以上減少**している対象業種を営む中小企業者の方が対象となる支援金です。

- ※ 対象業種については裏面を参照してください。
- ※ 令和2年11月から令和3年3月を対象とした支援金とは別事業です（併給可）。

- **1店舗当たり：最大30万円**
- **1事業所当たり：最大150万円**（複数店舗を有する場合） **を支給するもの。**

県独自の緊急事態宣言による特例

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（令和3年8月12日発出）」（以下、「岩手緊急事態宣言」という。）に伴い、県が支援額を拡充。さらに特に影響を受けている飲食店及び自動車運転代行業に対して市が支援金を支給します。

1. 【県】上限額引き上げ

岩手緊急事態宣言に伴う経営への影響拡大を踏まえ、本支援金の**上限額を引き上げ**。

支援金額の算定に、上記緊急事態宣言期間を含む場合、

1店舗当たりの上限額 30万円 ⇒ **40万円**
1事業者当たりの上限額 150万円 ⇒ **200万円**（複数店舗を有する場合）

- ※ 緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間を含まない期間での申請の場合は上限額は引き上げにはなりません。
- ※ 既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

2. 【市】飲食店・自動車運転代行業に最大10万円支給

緊急経営支援！

- ① **花巻市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業**であること。
- ② **主たる業種が飲食店及び自動車運転代行業を営む事業者**であること。

※【市】の申請においては、募集要項に記載の提出書類の他、「**営業許可証（認定証）**」を別途ご提出ください。

（花巻市内の店舗）**1店舗当たり** ⇒ **最大10万円を支給**
1事業所当たり ⇒ **上限50万円**（市内に複数店舗を有する場合）

※岩手緊急事態宣言期間における**いずれか1か月の売上が前々年（または前年）同月比50%以上減少**、または宣言期間を含む**いずれか連続する3か月の売上が前々年（または前年）同期比30%以上減少**していること。

※支給額は、売上を比較する月を含む任意の連続する3か月の売上の合計を前々年（または前年）同期比の売上の合計から差し引いた額となります。

※飲食店とは、食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受け、主たる業態が日本標準産業分類に掲げる産業分類において「中分類76-飲食店」又は「中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業」を営む者を指します。

【地域企業経営支援金に関する問合せ先】地域企業経営支援金事務局 019-654-2390

【市特例分に関する問い合わせ先】花巻市商工観光部商工労政課商業係 0198-41-3534

【申請先】花巻商工会議所本所 (0198-23-3381) 石鳥谷支所 (0198-45-4488)
 東和支所 (0198-42-3155) 大迫支所 (0198-48-3230)

対象業種、申請期限については裏面をご覧ください。

【対象業種一覧表】

大分類	中分類	大分類	中分類	
G（情報通信業）の一部	38 放送業	L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関	
	39 情報サービス業		72 専門サービス業（他に分類されないもの）	
	40 インターネット付随サービス		73 広告業	
	41 映像・音声・文字情報制作業		74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
H（運輸業、郵便業）の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。	M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業	
	44 道路貨物運送業		76 飲食店	
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業		N（生活関連サービス業・娯楽業）	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	51 繊維・衣服等卸売業	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
	52 飲食料品卸売業	79 その他の生活関連サービス業		
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	O（教育、学習支援業）	80 娯楽業	
	54 機械器具卸売業		81 学校教育	
	55 その他の卸売業	82 その他の教育、学習支援業	P（医療、福祉）	83 医療業
	56 各種商品小売業	84 保健衛生		
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
	J（金融業・保険業）の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業
		65 金融商品取引業、商品先物取引業		89 自動車整備業
		67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）		90 機械等修理業
K（不動産業、物品賃貸業）		68 不動産取引業		91 職業紹介・労働者派遣業
	69 不動産賃貸業・管理業	92 その他の事業サービス業		
	70 物品賃貸業	95 その他のサービス業		

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

【申請期限について】

令和4年 **3月31日（木）** まで（当日の消印有効）

注意！

市特例分を適用する場合の申請期限は **令和3年12月28日（火）** まで

【申請にあたっての注意！】

支援金の申請にあたっては、**募集要項を必ずご確認の上申請してください。** 募集要項や申請様式は花巻商工会議所のHPからダウンロードしてください。

地域企業経営支援金事務局HP



花巻商工会議所HP



岩手県 地域企業経営支援金

検索

花巻商工会議所

検索

◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業を実施します（観光課：41-3542）

市では、岩手緊急事態宣言が解除され、県内の感染状況も落ち着いてきたことから、岩手緊急事態宣言の発令に伴う影響を受けた市内温泉宿泊施設等を支援するため、温泉宿泊施設等利用促進事業を10月1日から11月30日まで実施します。

【対 象】 花巻市民及び岩手県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方
団体利用の際は、8人程度までを目安

【期 間】 令和3年10月1日（金）から11月30日（火）まで
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により事業期間内でも助成事業を変更、中止、停止する場合があります

【助成額】

①日帰り入浴（1食付）助成

・温泉宿泊施設等の2,000円以上のプラン（消費税込、入湯税別）について、利用者一人当たり**1,000円**を助成

②宿泊助成（素泊まり可）

プラン（消費税込、入湯税別）	助成額（一人当）
1名当：4,000円～5,999円	2,000円
1名当：6,000円以上	3,000円

※4,000円未満（消費税込、入湯税別）の宿泊プランは対象外

【その他】

◇花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の中止・停止について

市は、岩手県に緊急事態宣言が発出された場合、花巻市にまん延防止等重点措置が発出された場合、または、岩手県が県独自の緊急事態宣言を発出した場合などには、事業実施の取り消しや中断することとし、以下の措置を講ずることがあります。

- ①助成金を活用する新規予約の停止
- ②既に予約済みであっても助成の対象としないこととする決定

※このことにより、予約者から宿泊又は日帰りの予約のキャンセルの申出があった場合、宿泊事業者等はキャンセル料を徴収しないで宿泊又は日帰りのキャンセルを認めることとし、そのことを宿泊事業者等が本市事業に参加する条件といたします。

◇「いわて旅応援プロジェクト」との併用について

花巻市が実施するこの宿泊助成は、花巻市内の宿泊施設で岩手県が10月1日から実施を予定している「いわて旅応援プロジェクト」と併用できる場合があります。

併用できるか、またその具体の助成額やお支払い方法につきましては予約の際に宿泊施設にご確認ください。



再開
します!

宿泊助成額
最大
3,000円

花巻市温泉宿泊施設等 利用促進事業のおしらせ (10/1~11/30利用分まで)

花巻市民及び岩手県民、県民のグループまたは県内事業所に勤務する方を対象として、市内温泉宿泊施設等(裏面参照)を利用した際の料金の一部を助成します。

- ※ご家族以外の団体の利用も可能です(目安8名程度まで)。
- ※団体の中に県民以外・県内事業所に勤務する方以外が含まれる場合は、その分を除き助成いたします。
- ※発熱や風邪の症状がある方は利用をご遠慮願います。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

日帰り入浴支援 (1食付き)

ひとりあたり2,000円以上(※)
のプラン料金について
1,000円分を市が助成します。

※消費税込み、入湯税別の料金です。

宿泊支援 (素泊まり可)

ひとりあたりのプラン料金(※)に応じて
最大3,000円分を助成します。

- ・4,000円以上6,000円未満のプラン：2,000円分
- ・6,000円以上のプラン：3,000円分

※消費税込み、入湯税別の料金です。
※4,000円未満のプランは対象外です。

家族・グループ利用の例	利用区分	補助対象
県民の家族利用	県民のみ	対象
	県民 + 県民以外	県民のみ対象
県民グループ	県民のみ	対象
	県民 + 県民以外	県民のみ対象
県内事業所に勤務する方々のグループ	県内事業所に勤務する方々のみ	対象
	県内事業所に勤務する方々 + 県民または県民以外	県内事業所に勤務する方々(県民以外も含む)及び県民が対象

グループでのご利用目安は8名程度まで!

- ご利用の際は助成(値引き)後の金額をお支払いください(利用実績を元に施設と市が後日精算手続きを行います)。
- まずは裏面の参加施設一覧をご覧くださいの上、お電話等でこの事業を使うこととお話しし、ご予約ください。
 - 各種キャンペーンなどとの併用が可能です。ご利用の際はそれぞれの利用方法をよくご確認ください。不明な点がある場合は利用する各宿泊施設にお問合せの上ご利用ください。予約や利用の方法によっては、当市助成や他の助成を利用できなくなる場合があります。
 - 利用当日に各施設にて申込書をご記入いただけます。
 - 当日は運転免許証や社員証等の本人確認ができる書類をお持ちください(グループの場合は代表者の方のみ)。

- 【注意事項】
- 施設の運営状況により、やむを得ず休業する場合があります。ご利用の際はお電話等で確認・予約ください。
 - 市では、県内の感染拡大状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、利用者から予約キャンセルの申し出をされた宿泊事業者などは、キャンセル料を徴収しないことになっています。
 - 継続後の事業期間は令和3年11月30日までを予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況により事業期間または利用対象者の方などを変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご利用の際は、裏面の各施設の連絡先にご連絡ください。
【事業に関するお問合せ】花巻市商工観光部観光課 0198-41-3542

事業にご参加いただける温泉宿泊施設等 一覧（令和3年9月24日時点の情報です。）

施設名	住所	連絡先	日帰りプラン	宿泊プラン	備考
1花巻温泉 佳松園	湯本1-125	37-2111	—	○	
2花巻温泉 ホテル花巻	湯本1-125	37-2111	○	○	
3花巻温泉 ホテル紅葉館	湯本1-125	37-2111	○	○	
4花巻温泉 ホテル千秋閣	湯本1-125	37-2111	○	○	
5割烹旅館 廣美亭	湯本1-88-1	27-2216	—	○	
6台温泉 中嶋旅館	台1-190	27-2021	—	○	
7台温泉 旅館かねがや	台1-186	27-2344	—	○	
8台温泉 松田屋旅館	台2-20	27-2356	○	○	
9台温泉 ホテル三右工門	台2-45	27-4511	—	○	
10台温泉 やまゆりの宿	台2-57-9	27-2055	—	○	
11台温泉 観光荘	台1-166-1	27-2244	○	○	
12台温泉 はな 台の湯	台2-64	27-2561	○	○	
13台温泉 滝の湯旅館	台1-161	27-2454	—	○	
14台温泉 そめや旅館	台2-62	27-2809	—	○	
15台温泉 福寿館	台2-9-1	27-2544	—	○	
16台温泉 吉野屋旅館	台2-57-1	27-2744	—	○	
17金矢温泉 ホテル銀河パークはなまき	金矢5-251-1	27-2811	○	○	
18松倉温泉 悠の湯 風の季	湯口字松原36-3	38-1125	○	○	
19志戸平温泉 湯の杜 ホテル志戸平	湯口字志戸平27-1	25-2011	○	○	
20志戸平温泉 源泉志だて	湯口字志戸平11-2	25-3939	—	○	
21大沢温泉 山水閣	湯口字大沢181	25-2021	○	○	
22大沢温泉 自炊部・湯治屋	湯口字大沢181	25-2315	—	○	
23渡り温泉 ホテルさつき	湯口字佐野21-8	25-2110	○	—	
24渡り温泉 別邸楓	湯口字佐野21-8	25-2110	—	○	
25山の神温泉 優香苑	下シ沢中野53-1	38-5526	○	○	
26山の神温泉 別荘 清流館	下シ沢中野53-1	38-5526	—	○	
27鉛温泉 藤三旅館（旅館部）	鉛字中平75-1	25-2311	○	○	
28鉛温泉 藤三旅館湯治部	鉛字中平75-1	25-2901	○	○	
29鉛温泉 心の刻 十三月	鉛字中平75-1	29-6222	—	○	
30新鉛温泉 結びの宿 愛隣館	鉛字西鉛23	25-2345	○	○	
31花巻北温泉 健考館	石鳥谷町松林寺3-81-13	46-1212	○	○	
32かほる旅館	大通り1-10-29	23-4523	—	○	
33ホテルグランシェール花巻	大通り1丁目6-7	22-7777	—	○	
34ビジネスホテル通天閣	吹張町3-9	24-6681	—	○	
35ホテルベルンドルフ	大迫町大迫11-34-6	48-4200	○	○	
36ホテルフォルクローロ花巻東和	東和町安俵6区134	42-1011	—	○	
37花巻北温泉 ぎんがの湯	石鳥谷町松林寺3-81-10	45-6789	○	—	日帰り入浴施設
38花と緑と安らぎの湯 東和温泉	東和町安俵6区135	42-4311	○	—	日帰り入浴施設



！！今一度気持ち新たに徹底を！！
 ご利用の際は各施設の指示に従い、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。